

本会議から付託された議案3件、請願1件を審査するため、平成29年12月13日に総務生活委員会を開催しました。

議案第68号 総社市災害救助支援条例の制定について

～内容～

大規模な災害に見舞われた地域から本市へ避難した被災者に対して、居住環境を確保し、必要な支援を行うことにより、被災者の生活再建に寄与するため、必要な事項を定めようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：『市民に対し応急的に必要な救助及び支援を行う』とあるが、市民の定義は何か。住民票がない方も対象となるのか。

答：市民というのは総社市に住民票がある方のことだが、住民票がなくても総社市にお住まいの方やお勤めの方、観光で来られている方は、被災者として保護する。総社市民と同様に、被災者の方もこの条例の対象になる。

問：適用基準を10世帯40人以上とした根拠は何か。基準以下の場合で適用されるのはどういう場合か。

答：被災者生活再建支援法という法律を参考にして基準を定めている。基準以下の場合でも、災害の状況や災害にあわれた方の生活状況などを総合的に勘案して実施していく。

議案第69号 総社市災害救助支援基金条例の制定について

～内容～

本市における災害の発生に際して、総社市災害救助支援条例に基づく救助及び支援に要する費用の財源に充てるため、基金を創設しようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：基金の管理はどのように行うのか。市民が災害に遭遇した場合、今回の条例にあるような救済がされるのか。

答：通常は運用益が多く発生する方法で運用しているが、有価証券による管理はすぐ現金化するのが難しいので、災害に対する基金という性質上いつでも解約できる定期預金などでの管理方法を考えている。

議案第73号 平成29年度総社市一般会計補正予算（第5号）

～内容～

災害時における避難所での市民の情報伝達手段を確保するために公衆無線LANを整備する整備委託料、災害害救助支援基金条例に基づく費用の財源にあてるための基金積立金、文書発送件数の増加や文書配布嘱託員の中途退職等による郵券料の不足分の補正等が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：無線LANはどこに設置するのか。

答：中学校4校、小学校15校、高校2校、清音・山手・中央・昭和公民館と池田分館、武道館、ときわ防災公園、サンワーク総社、北公園陸上競技場、清音ふるさとふれあい広場などである。

問：無線LANは通常時はどうするのか。災害時のみ使用するのか。

答：小中学校については、通常時はICTに活用できるものを整備しようと考えている。決められた端末でパスワードを入力しての利用となるが、災害時にはフリーにするという設定を考えている。ほかの施設については、岡山県のフリーWi-Fiを使う予定であり、施設を利用される方が個々に登録をして平時から使用することが可能である。

問：災害救助支援基金積立金の1億8066万円の内訳はどうか。

答：積立金の内訳は、12の支援項目について想定される世帯数や人員を勘案して積算したものが1億4269万円で、それぞれの避難所で自由に使えるように積算したものが3797万である。

請願第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願

～請願内容～

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求めることを請願するもの

～結果～

「核兵器廃絶は当然に押し進められるべきだが、核兵器禁止条約への調印は、現在の国際情勢下においては時期尚早である」との意見があり、起立採決の結果、起立多数により**不採択**とすべきであると決定